

フランスのオランド政権における政府構成員職務倫理憲章

政治議会課 濱野 雄太

【目次】

はじめに

I 倫理憲章制定の背景

- 1 ベタンクール事件
- 2 公的生活における利益衝突防止検討委員会
- 3 その他の疑惑、不祥事
- 4 制定への動き

II 倫理憲章の対象と違反

- 1 政府構成員
- 2 大臣の種類
- 3 違反に対する制裁

III 倫理憲章の内容

- 1 連帯責任と合議制
- 2 協議と透明性
- 3 公平性
- 4 職務への専念
- 5 清廉性と模範性

IV 倫理憲章に対する主な評価

おわりに

翻訳：政府構成員職務倫理憲章

はじめに

2012年5月7日、フランス大統領選第2回投票（決選投票）の結果、国民運動連合（UMP）

出身の現職ニコラ・サルコジ（Nicolas Sarkozy）大統領が敗れ、社会党のフランソワ・オランド（François Hollande）氏が勝利した。これにより、1995年から約17年間続いた右派出身の大統領から左派出身の大統領への政権交代が決定し、オランド氏は5月15日に第5共和制7人目の大統領に就任した。そして、オランド大統領は社会党の国民議会（下院）議員であるジャンマルク・エロー（Jean-Marc Ayrault）氏を首相に任命し、エロー内閣が発足した。翌月の下院総選挙では社会党が勝利し、2011年9月の元老院（上院）選⁽¹⁾を経て上院で過半数を制していた社会党を中心とする左派グループが、上下両院で多数派を確保することとなり、ひとまず安定した政権運営を行う見通しが立った。

オランド政権において新たに行われた諸施策の一つに、政府構成員職務倫理憲章（Charte de déontologie des membres du gouvernement 以下、倫理憲章⁽²⁾）の制定がある。日本をはじめイギリス、オーストラリアなどでも政府構成員（すなわち、首相や大臣）が遵守すべき規範がいわゆる大臣規範という形で存在する⁽³⁾が、これまでフランスでは政府構成員に関する行為規範に類するものがまとまった形では存在しなかった⁽⁴⁾ので、今回の倫理憲章の制定は意義あるものと言えよう。本稿は、この倫理憲章の概要を紹介するもので

- (1) 各県を単位とし、県選出の下院議員、県議会議員、州議会議員、県内の市町村議会が選出する代表で構成される選挙人団によって、間接選挙で選出される。3年ごとに半数が改選される。
- (2) 大統領府（エリゼ宮）ウェブサイトにある（“Charte de déontologie des membres du gouvernement,” 2012.5.17 〈<http://www.elysee.fr/assets/pdf/charte-de-deontologie-des-membres-du-gouvernement.pdf>〉）。以下、インターネット情報は2013年4月19日現在のものである。
- (3) 例えば日本では「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」、イギリスでは Ministerial Code、オーストラリアでは Standards of Ministerial Ethics という名称で存在している。
- (4) I-2で詳述する、公的生活における利益衝突防止検討委員会の報告書における指摘（Commission de réflexion pour la prévention des conflits d'intérêts dans la vie publique, *Pour une nouvelle déontologie de la vie publique*, 2011.1.26, pp.41-42. 〈<http://www.conflits-interets.fr/pdf/rapport-commission-conflits-interets-vie-publique.pdf>〉）。なお、上下両院議員についてはそれぞれ行為規範に類するものが存在し、下院議員につい

ある。

I 倫理憲章制定の背景

これまで、フランスにおいて政府構成員に適用される行為規範に類するものがまったく存在していなかったわけではない。例えばサルコジ前政権下でも政府はいくつかの通達を出しており、フランソワ・フィヨン (François Fillon) 内閣では発足時に、自動車による移動の際の規律⁽⁵⁾、特定の職業との兼職禁止⁽⁶⁾、法律に基づく資産の届出の遵守と個人資産の管理⁽⁷⁾、贈物の管理⁽⁸⁾、国内・海外出張の管理⁽⁹⁾に関する通達などを出している。そのほか、透明性の確保を目的とした利害の届出と公開も、既に行われていた。これらの規則の要諦は倫理憲章においても継承されており、倫理憲章の内容すべてが目新しいものというわけではない。今回、オランダ政権は国民との信頼を回復するために、既に出されていた一連の通達等の内容も踏まえ、改めて倫理憲章という形にまとめたのである。このように倫理憲章が制定された背景には、サルコジ前政権下での様々な不祥事や疑惑があると見られている。

1 ベタンクール事件

2007年から2012年までのサルコジ前政権下

で、政府構成員が関係する多くの不祥事や疑惑が起きたが、その中でも大きな話題として取り上げられたものは、2010年のベタンクール事件であろう。

ベタンクール事件とは、大手化粧品会社ロレアル創業者の娘で大富豪のリリアヌ・ベタンクール (Liliane Bettencourt) 氏の資産を巡る身内同士の争いが、当時のサルコジ大統領やエリック・ブルト (Eric Woerth) 労働大臣らへの違法献金等の疑惑に発展したものである。具体的には、2007年大統領選の際に、サルコジ大統領は当時UMPの会計責任者であったブルト大臣を通じ、ベタンクール氏から法定上限額を大幅に超える献金を受けたという疑いがもたれた。また、ブルト大臣については、税を所管する予算担当大臣であった2007年から2010年頃、ベタンクール氏の資産管理会社幹部に自身の妻を採用するよう働きかけた疑惑についても報じられた。

疑惑が報じられた2010年7月上旬以降、サルコジ大統領やブルト大臣は公の場で疑惑を全面的に否定し、政権側とメディア側の批判合戦が展開された。結局、ブルト大臣は2010年11月の内閣改造で更迭され、以後も疑惑を否定し続けたが、2012年2月には予審開始の決定がなされるに至った⁽¹⁰⁾。サルコジ大統領についても、2012年5月の大統領退任により大統領在

ては全6条から成る「倫理規範 (Code de déontologie)」〈http://www.assemblee-nationale.fr/qui/code_deontologie.pdf〉で、上院議員については全23条から成る「上院理事部一般規程 (Instruction Générale du Bureau du Sénat)」のうち、特に第20条の2「利益衝突の防止 (Prévention des conflits d'intérêts)」〈http://www.senat.fr/reglement/reglement75.html#IGB_table_XX_bis〉で規定されている。

(5) Circulaire n° 5225/SG du 18 mai 2007.

(6) Circulaire n° 5226/SG du 18 mai 2007.

(7) Circulaire n° 5227/SG du 18 mai 2007.

(8) Circulaire n° 5228 du 18 mai 2007.

(9) Circulaires n° 5229 et 5230 du 18 mai 2007. 出張についてはその後の不祥事を受け、出張の際の航空手段の使用に関する新たな通達が出された (Circulaire n° 5456/SG du 31 mar 2010)。

(10) “Affaire Bettencourt: nouvelle mise en examen pour Eric Woerth,” *Le Nouvel Observateur*, 2012.2.9. 〈<http://tempsreel.nouvelobs.com/election-presidentielle-2012/20120209.OBS0961/affaire-bettencourt-nouvelle-mise-en-examen-pour-eric-woerth.html>〉

職中の免責特権が失われ、2013年3月には予審開始の決定がなされた⁽¹¹⁾。

2 公的生活における利益衝突防止検討委員会

ベタンクール事件等の疑惑を受け、2010年9月にサルコジ大統領の指示により、政府構成員等が関係する利益の衝突を防止又は規制するための提案、政府構成員等に適用される職務倫理規則を改善する措置に関する提案を行うことを任務とする、「公的生活における利益衝突防止検討委員会 (Commission de réflexion pour la prévention des conflits d'intérêts dans la vie publique)」が発足した⁽¹²⁾。3名の構成員に政治家は含まれず、委員長にジャンマルク・ソベ (Jean-Marc Sauvé) 国務院 (Conseil d'État) 副長官、委員にディディエ・ミゴ (Didier Migaud) 会計検査院 (Cour des comptes) 院長、ジャンクロード・マジヤンジー (Jean-Claude Magendie) パリ控訴院 (Cour d'appel de Paris) 前院長が任命された。委員会は公聴会に約30名の専門家、政治家、学者等を招致し聴取を行い、国際的な調査の結果も加味した上で報告書⁽¹³⁾を作成し、2011年1月26日、サルコジ大統領に提出した。

報告書で示された29の提案には、政府構成員等による利害の届出の実行、政府構成員と市長村長や地方議会議長等の地方公共団体執行職との兼職禁止、150ユーロを超える贈物の届出

と提出、動産の管理に関する規則の強化、公的生活の職務倫理を所管する機関の創設等があり、政府構成員の行為規範の制定も含まれていた。

委員会の報告書を受け、2011年3月16日にフィヨン首相は政府構成員宛てに各自の利害を届け出るよう書面で通知し、4月21日には政府構成員の利害の届出を公開した (Ⅲ-3で詳述)。

3 その他の疑惑、不祥事

ベタンクール事件以外にも、サルコジ政権下では金銭や便宜供与に関わるスキャンダルが続出した⁽¹⁴⁾。2008年初頭、クリスチャン・エストロジ (Christian Estrosi) 海外担当政務長官がエリゼ宮で行われるサルコジ大統領主催のカクテルパーティに間に合うよう出張計画を途中で変更し、アメリカからフランスまで民間のジェット機を借りて移動し、13万8000ユーロの出費をしたことが報道された。2010年6月には、ファデラ・アマラ (Fadela Amara) 都市政策担当政務長官が兄弟に公邸を使用させていた疑惑と、クリスチャン・ブラン (Christian Blanc) 首都圏開発担当政務長官が公費で1万2000ユーロ分の葉巻を購入した疑惑が報道された。2011年初頭には、フィヨン首相が休暇中のエジプト旅行の際にエジプト政府所有の航空機や船舶で現地を移動したことが発覚した。

(11) “Affaire Bettencourt: Nicolas Sarkozy mis en examen,” *Le Monde*, 2013.3.21. <http://www.lemonde.fr/societe/article/2013/03/21/affaire-bettencourt-sarkozy-confronte-au-majordome_1852256_3224.html>

(12) デクレ (政令にほぼ相当する) に基づき設置された (Décret n° 2010-1072 du 10 septembre 2010 instituant une commission de réflexion pour la prévention des conflits d'intérêts dans la vie publique)。

(13) Commission de réflexion pour la prévention des conflits d'intérêts dans la vie publique, *op.cit.* (4)

(14) これらの事件の事実関係については、主に “Fadela Amara admet héberger son frère dans un logement de fonction,” *Le Monde*, 2010.6.2; “Ministres: cinq départs en un an sous le feu de la polémique,” *Libération*, 2011.5.30 <<http://www.liberation.fr/politiques/01012340380-ministres-cinq-departs-en-un-an-sous-le-feu-de-la-polemique>>; “Excès de vitesse: ces hommes politiques trop pressés,” *Le Figaro*, 2011.10.24 <<http://www.lefigaro.fr/politique/2011/10/24/01002-20111024ARTFIG00408-exces-de-vitesse-ces-hommes-politiques-trop-presses.php>>; “L'accident impliquant l'escorte de Mme Morano vire à la polémique,” *Le Parisien*, 2012.1.25 <<http://www.leparisien.fr/flash-actualite-politique/l-accident-impliquant-l-escorte-de-mme-morano-vire-a-la-polemique-25-01-2012-1828846.php>> 等を参照。

ほぼ同時期、休暇中のミシェル・アリヨマリ (Michèle Alliot-Marie) 外務大臣が民主化運動に揺れているチュニジアを旅行し、ベン・アリー (Ben Ali) 大統領に近い人物が所有する航空機を使用したことも発覚、事件に関する虚偽答弁が批判され、アリヨマリ氏が外務大臣を辞任する事態に至った。

また、金銭関係以外でも多くのスキャンダルが起きていた。2011年5月にはドラヴェイユ市長を兼職していたジョルジュ・トロン (Georges Tron) 公務員担当政務長官が、ドラヴェイユ市役所でのセクハラ容疑で告訴され政務長官を辞任した。2010年3月にはグザヴィエ・ベルトラン (Xavier Bertrand) 労働・雇用・厚生大臣が乗る自動車が90キロ制限の道路を140キロで走るというスピード違反を起こし⁽¹⁵⁾、2012年1月には空港へ急ぐナディーヌ・モラノ (Nadine Morano) 職業訓練・職業教育担当大臣が乗る自動車を警護するオートバイが、歩行者を轢くといった事件も起きた。

これらの事件の中には前述の通達等により規律されていたにも関わらず起きてしまったものもあり、政府構成員による倫理の遵守が徹底されていない状況であったと言えよう。

4 制定への動き

こうした一連の不祥事や疑惑により募っていた国民の政治不信を払しょくするため、そしてサルコジ政権との差別化を図るために、オランド氏は大統領選の際に政治倫理の向上に前向きであった。国際 NGO 組織トランスペアレンシー・インターナショナルのフランス支部 (Transparency International France) が各大統領候補に対して政治倫理や透明性の向上のための7つの提案を示し、賛成か否かを問うたところ、オランド氏はほとんどの項目に賛成の意を示していた⁽¹⁶⁾。

もっとも、倫理憲章の制定は2012年1月に発表されたオランド氏の大統領選の公約『今こそ、変化を - フランスのための60の約束 - (Le Changement, C'est Maintenant - Mes 60 Engagements Pour La France)』⁽¹⁷⁾で明示されていたわけではない。大統領選キャンペーンの真っ最中である4月上旬に示した政権獲得後一年間の「変化への行程表 (L'agenda du changement)」において、大統領選第2回投票日である5月6日から常会会期末の6月29日という政権発足前後の期間に実施する措置の一つとして、倫理憲章の制定と政府構成員による利害の届出の公表を約束したのである⁽¹⁸⁾。倫理憲章の起草作業は、首相経

(15) ただし、ベルトラン大臣に限らず与野党の多くの政治家が自動車でのスピード違反を起こしていた。

(16) 「我々の7つの提案」の内容は、①利益衝突の根絶、②政治権力による干渉から完全に独立した司法のための「特別検察官」の設置と「国防機密」の分類手続きの公平性強化、③買収された議員の10年間被選挙欠格、④公選職の兼職の阻止、⑤科学的・技術的な査定を行う機関における、業界や専門家等との関係の透明化と独立性の保障、⑥ロビー活動を透明化するための、公的決定に携わる者と会見・協議した人物・機関の公開と、国・地方レベルでの公的協議の実施、⑦公的生活の職務倫理を所管する公的機関の設置であった (http://www.transparency-france.org/observatoire-ethique/nos-7-propositions/)。これに対し、オランド氏は①賛成、②妥当性に議論の余地があるとして「特別検察官の設置」に反対、公平性の強化に賛成、③～⑦賛成と回答した (http://www.transparency-france.org/observatoire-ethique/francois-hollande-ps/)。他の候補、例えばサルコジ大統領は①賛成、②反対、③賛成、④反対、⑤賛成、⑥賛成、⑦反対と回答した (http://www.transparency-france.org/observatoire-ethique/francois-hollande-ps/les-candidats-a-la-presidentielle/nicolas-sarkozy-ump/)。

(17) フランス社会党ウェブサイト (http://www.parti-socialiste.fr/dossier/le-projet-de-francois-hollande)。内容を紹介した邦語文献として、服部有希「【フランス】オランド新大統領の政策課題」『外国の立法』No.252-1, 2012.7, pp.2-5. (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3507777_po_02520101.pdf?contentNo=1)。

(18) フランス社会党ウェブサイト (http://www.parti-socialiste.fr/articles/lagenda-du-changement-du-6-mai-au-29-juin-2012)。

験者で現外務大臣のローラン・ファビウス (Laurent Fabius) 氏が率いた、政権獲得後の一年を準備するチームによって行われ、その後オランダ大統領とエロー首相による再検討が加えられ完成した⁽¹⁹⁾。

5月17日に開かれたエロー内閣の初閣議において、オランダ政権の第一手として、公約に掲げていた政府構成員の給与を30%削減するデクレの発令に加え、大臣キャビネ (Cabinets ministériels)⁽²⁰⁾の予算の10%削減、大臣キャビネ職員数の上限設定などとともに、政府構成員による倫理憲章への署名も行われた。ナジャット・ヴァローベルカセム (Najat Vallaud-Belkacem) 女性権利大臣兼政府報道官は初閣議後の記者会見において、効率性・模範性を政府の合言葉にするための、組織上・行為上の規範を導入しなければならないとし、その規範とは倫理憲章に挙げられている連帯性、様々な意見の尊重、模範性であると説明している⁽²¹⁾。

このようにして倫理憲章は制定され、オランダ政権の政府構成員は職務倫理を遵守する姿勢を示した。

II 倫理憲章の対象と違反

1 政府構成員

倫理憲章の対象は、政府構成員 (Membres du gouvernement) である。フランスでは立法・行政・司法の三権のうち、行政権 (執行権、執政権とも称せられる) は大統領と政府が分有していると解されており、政府は首相によって率いられ大臣で構成される合議体である⁽²²⁾。大臣の階層や種類に関する憲法上の明文規定は存在せず、政府の発するデクレによって決定されることとなっている⁽²³⁾。

2 大臣の種類

首相を除く政府構成員、いわゆる大臣として、その階層順に①国務大臣 (Ministre d'État)、②省大臣 (Ministre)、③担当大臣 (Ministre délégué, Ministre auprès)、④政務長官 (Secrétaires d'État) が置かれる⁽²⁴⁾。

国務大臣は省大臣の中でも格上であるということを示すために与えられる称号で、一つの内閣に複数存在する場合もある。国務大臣の称号を与えられる者は、与党の党首か派閥の長であることが多いという⁽²⁵⁾。省大臣は、省を所管する大臣である。担当大臣は首相や省大臣の下に置かれ、首相や省大臣から委任された職務を行い、デクレに副署することもある。政務長官は担当大臣と同様に首相や省大臣の下に置かれ、首相や省大臣から委任された職務を行う場合と、

(19) "Une "charte de déontologie" pour les ministres," *Le Monde*, 2012.5.17.

(20) 大統領府、首相府、各省において、大統領、首相、省大臣、担当大臣の活動を直接補佐する部署。スタッフは政治任用者であり、公務員だけでなく省の外から民間企業社員等も多数任用される。日本の各省における大臣等の秘書室を拡充・強化したものと言えるが、「官房」と訳されることもある。

(21) "Le nouveau gouvernement attendu à l'Elysée pour son premier conseil des ministres," *Le Nouvel Observateur*, 2012.5.17. <<http://tempsreel.nouvelobs.com/election-presidentielle-2012/20120517.OBS5755/le-nouveau-gouvernement-attendu-a-l-elysee-pour-son-premier-conseil-des-ministres.html>>

(22) Jean Gicquel et Jean-Eric Gicquel, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 24e ed., Paris: Montchrestien, 2010, p.605.

(23) *ibid.*, p.608.

(24) 文献によっては Membres du gouvernement が大臣を指す場合もあり、Ministres が省大臣ではなく政府構成員を指す場合、大臣を指す場合、省大臣と担当大臣を指す場合もある。

(25) Hugues Portelli, *Droit constitutionnel*, 8e ed., Paris: Dalloz, 2009, p.244.

外局の長に就く場合があるが、前掲の場合には担当大臣と異なり、デクレに単独で副署することはない⁽²⁶⁾。担当大臣と、首相や省大臣の下に置かれる政務長官は、その職務を行うにあたり、省内の一又は複数の部署を担当する。担当大臣と政務長官による閣議への参加は政権によって扱いが異なっている。担当大臣は閣議に常に出席するよう任命時のデクレで定められる場合もあるが、政務長官は基本的に閣議で関係する案件が検討される時のみ招かれる⁽²⁷⁾。

これら4種類の大臣がすべて置かれるとはかぎらず、このうち国务大臣、担当大臣、政務長官は時の政権によって置かれられないこともある。現在のオランダ政権では国务大臣、政務長官は置かれず、大臣37名は省大臣と担当大臣で構成されている⁽²⁸⁾ので、現時点では倫理憲章の対象は首相、省大臣、担当大臣ということになる。

3 違反に対する制裁

政府構成員が倫理憲章に違反した場合の処置について明文の規定はないが、首相が自らの権限に基づいて当該政府構成員に規則遵守の警告や叱責等を行い、万が一公然と重大な抵触行為がなされた場合は、事実上の更迭が行われる可能性もあると見られる⁽²⁹⁾。

III 倫理憲章の内容

倫理憲章は、前文と5つの項目を含む、2ペー

ジ強の簡素な構成のものである。前文では、民主主義が適正に機能するためには政府と国民との間に信頼関係が必要であり、この信頼関係を選挙によって直接的又は間接的に示された正統性と混同せず、政府の行動により構築していくことをうたっている。すなわち、倫理憲章は国民との信頼関係構築のための、政府の行動指針という位置づけがなされているのである。

この章では、主に政府運営の手続的な観点で書かれた1及び2の項目と、主に倫理規範的な観点で書かれた3、4及び5の項目を順に紹介する。なお、括弧書きの数字が付いている見出し、つまりゴシック表記以外の見出し（例えば、「(1) 協議」、「(2) 透明性」など）は原文には存在しないが、筆者が内容を勘案し付けたものである。

1 連帯責任と合議制

政府構成員はすべての案件について自身の見解を表明し、合議体としての検討を行うことができるが、いったん政府としての決定が行われたならば、この決定に関する意見の不一致を表明することは政府の弱体化、政治への信頼に対する疑義を引き起こすとしている。これには、野党時代の社会党議員たちが公の場で政治的な立場の違いを表明することにより、党としての一体性を損なっていたことを念頭に置き⁽³⁰⁾、政権内の分裂とそれによる国民の信頼の喪失を回避する意味合いがあると思われる。

(26) *ibid.*

(27) Guy Carcassonne, *La Constitution*, 10e ed, Paris: Seuil, 2011, p.86; Maryvonne Bonnard, "Le gouvernement," *Institutions et vie politique sous la Ve République*, 4e édition, Paris: la Documentation française, 2012, p.45.

(28) 政権発足当初の大臣は34名で、総選挙後、慣例により改めて政府構成員を任命し直した際、男女2名ずつ4名の担当大臣が追加されたが、2013年3月の担当大臣1名の辞任により、37名となった。

(29) 後述の、上院の憲法的法律・立法・普通選挙・議院規則・一般行政に関する委員会の意見書 (*Alain Anziani, Projet de loi de finances pour 2013: Coordination du travail gouvernemental et publications officielles, Avis n° 154 (Sénat Session Ordinaire de 2012-2013), 2012.11.22, p.28.* (<http://www.senat.fr/rap/a12-154-5/a12-154-51.pdf>)) における指摘。

(30) *op.cit.* (19)

2 協議と透明性

(1) 協議

政府構成員は国民の声に耳を傾けなければならないとしている。そのために、政府構成員は自らの省と制度上連携する諸機関から政策決定のための助言を得るとともに、インターネットを介し、国民に政策のコンサルテーション(協議)を行うこととしている。また、大統領、首相に提出される法令案には、協議によって国民から寄せられた意見及び意見を反映した案を添付することとしている。

「制度上連携する諸機関」とは、例えば雇用政策を担当する労働・雇用・職業訓練・労使対話省については、公共機関の一つであり職業紹介と失業保険の給付を担当する雇用センター(Pôle emploi)や、民間団体の一つであり人材紹介サービスを行う管理職雇用協会(Association pour l'emploi des cadres : APEC)などが該当すると見られる³¹⁾。

(2) 透明性

政府は透明性確保の義務を有しているので、国民による行政文書へのアクセスを保障する規定を誠実に遵守し、インターネット上で政府の公的データを大量に公開するという簡便かつ無料の措置を明確に行うこととしている。

3 公平性

(1) 私的利益に関する疑いの防止

(i) 倫理憲章に基づく利害の届出

政府構成員は就任時に自らの利害の届出(declaration d'intérêts)を行うこととしている。その理由として、政府構成員は一般利益に奉仕するものであり、単に完全な公平性を示すだけでなく、いかなる私的利益に関する疑いも未然に防がなければならないことが挙げられている。

政府構成員による利害の届出は6項目あり、そのうち4つは政府ウェブサイトで公開されている³²⁾。内容は、①政府構成員以外に就いている職務、②現に保有している金融商品の種類と銘柄³³⁾、⑤政府構成員に就任するまでの3年間に就いていた公的な職務や民間企業等の役職、⑥その他、自身が報告することが望ましいと見なした親族の利害である。③と④の項目は、第三者のプライバシーに関わるものとして非公開である。倫理憲章には届出の期限に関する規定がないが、エロー内閣発足当初の各政府構成員による届出の署名日付を見てみると、その範囲は2012年5月21日~6月11日であり、就任から1か月以内には届出が行われているようである。

政府構成員による利害の届出は、前述のように利益衝突防止検討委員会が2011年1月にサルコジ大統領に提出した報告書の中で提案されていた³⁴⁾。これを受け、フィヨン首相は2011年3月に政府構成員に対し自身の利害を首相に届け出るよう書面で通知し、利害の届出の一部を4月に政府ウェブサイトで公開した。サルコジ前政権とオランダ政権にお

³¹⁾ “Charte de déontologie: à quoi s'engagent les ministres ?,” *La Depeche*, 2012.5.19. (<http://www.ladepeche.fr/article/2012/05/19/1356515-chartre-de-deontologie-a-quoi-s-engagent-les-ministres.html>)

³²⁾ 政府ウェブサイトの政府構成員一覧(<http://www.gouvernement.fr/gouvernement/composition-du-gouvernement>)から各政府構成員のページを参照すると、利害の届出がPDF形式で掲載されている。

³³⁾ 会社型投資信託(SICAV)や契約型投資信託(FCP)など一部の投資信託や株式については、特別な場合を除き公開する必要はなく、出資については、額が5,000ユーロ又は資本の5%を超える場合のみ、対象となる。額などの記入は必須ではない。

³⁴⁾ 報告書でなされている提案では、届出を行う者が広範囲に及んでおり、届出がなされなかった場合に罰を課すなど、実際に政府が行った措置より厳しい内容となっている。

ける各届出の内容を比較すると、少なくとも、公開されている①、②、⑤、⑥の項目については相違がない。⑥の項目について、サルコジ前政権下では親族の利害の届出を行うか否かの判断が政府構成員に委ねられている点が批判を受けており、今回は政府構成員のうち2名が配偶者の利害の届出を行ったものの、まだ徹底されていないという指摘がある⁽³⁵⁾。

(ii) 法律に基づく資産の届出

なお、政府構成員は利害の届出とは別に、政治家等の資産の透明性に関する委員会 (Commission pour la transparence financière de la vie politique) に対し資産の届出を行うことが、政治活動の資金等の透明性に関する1988年3月11日の法律第88-227号⁽³⁶⁾により義務付けられている。倫理憲章と直接関係するものではないが、関連性が高いため概要を紹介する。

政府構成員以外の資産の届出の対象者は、大統領、上下両院議員、欧州議会議員、州議会議長、県議会議長、人口3万人を超える市町村の長、国営企業等の幹部となっている。夫婦の共通財産 (biens communs) や民法の規定により不分割とされる財産については

届出の対象となるが、財産分割制度 (régime de la séparation de biens) をとっている夫婦については、配偶者の財産は対象とならない。届出の期限は就任から2か月以内及び死亡以外の事由による退任から2か月以内とされ、違反には罰則が適用される。

届出の内容は、政治活動の資金等の透明性に関する諸規定を定める2012年4月16日のデクレ第459号によって12項目定められており⁽³⁷⁾、

①建築不動産及び非建築不動産 (Immeubles bâtis et non bâtis)⁽³⁸⁾の種類・取得時期・取得価額・評価額、②有価証券⁽³⁹⁾の種類・取得価額・評価額など、③生命保険の種類・買戻し額、④当座若しくは貯蓄預金⁽⁴⁰⁾ (Comptes bancaires courants ou d'épargne, livrets)、現金又はその他の種類・評価額、⑤家財の種類・評価額、⑥収集品、美術品、装身具、宝石、貴重品、金の種類・評価額、⑦地上走行自動車 (Véhicules terrestres à moteur)、船舶、航空機等の種類・商標・購入年・購入価額・評価額、⑧営業権 (Fonds de commerce) 又は顧客、費用及び事業所の種類・事業内容・借方・貸方、⑨会社の当座預金 (Comptes courants de société) 及びその他の財産の種類・評価額、⑩海外で所有する動産、不動産、口座の種類・

(35) Transparency International France, "Déclarations d'intérêts: le gouvernement n'a pas repris le modèle de la Commission Sauvé," 2012.6.19. <<http://www.transparency-france.org/observatoire-ethique/2012/06/19/declarations-d%E2%80%99interets-le-gouvernement-n%E2%80%99a-pas-repris-le-modele-de-la-commission-sauve/>>

(36) Loi n° 88-227 du 11 mars 1988 relative à la transparence financière de la vie politique. 最近の改正を踏まえ内容を紹介した邦語文献として、服部有希「フランスの選挙制度及び政治家等の資産公開制度の改革」『外国の立法』No.254, 2012.12, pp.35-72. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023708_po_025403.pdf?contentNo=1>。

(37) Décret n° 2012-459 du 6 avril 2012 portant diverses dispositions relatives à la transparence financière de la vie politique. 資産届出用紙と、各項目の詳細に関する説明が書かれた記入要領は、政治家等の資産の透明性に関する委員会ウェブサイト <<http://www.commission-transparence.fr/declaration-de-patrimoine.html>> に掲載されている。

(38) マンション、ビル、戸建、商業用地、土地、車庫。

(39) 非上場株式、上場株式、その他の投資。

(40) 例えば、持続可能な開発貯蓄預金 (Livrets de développement durable)、住宅財形貯蓄プラン (Plans d'Epargne Logement)、住宅財形貯蓄預金 (Comptes d'Epargne Logement) 等。

評価額、⑪負債に関する貸主の組織名又は債権者の住所氏名・負債の種類・目的・日付・借入総額・未返済額・月賦の総額、⑫資産の購入や売却等、資産形成に大きく影響した在任中の出来事である⁽⁴¹⁾。このうち、⑫は退任時に届け出るものである。

利害の届出と異なり、個別の資産の届出は非公開とされているが、届出の全体的状況に関する報告書が1989年以降、概ね1~3年に1回の頻度で提出され、官報に掲載されている⁽⁴²⁾。ただし、大統領の分については公開されることとなっており、例えばオランダ大統領の届出は大統領選立候補の際に憲法院に対して行われたものが、当選後の2012年5月11日付けの官報において公開されている⁽⁴³⁾。

2013年3月19日にジェローム・カユザック(Jérôme Cahuzac) 予算担当大臣が辞任し、オランダ政権で初の政府構成員の辞任となったが、これはスイスやシンガポールといった外国における隠し口座保有、資金洗浄による脱税疑惑を受けてのものであり、いわゆる金銭スキャンダルを要因としたものであった。カユザック前担当大臣は辞任後も疑惑を否定していたが、4月に入り一転して議会や公の場での発言の嘘を認め、予審が開始されることとなった⁽⁴⁴⁾。この事件を受け、失った国民からの信頼を取り戻すため、4月15日に政府構成員の資産が政府の

専用ウェブサイトで公開された⁽⁴⁵⁾。当該ウェブサイトによれば、内容は政治家等の資産の透明性に関する委員会に提出した届出の3月31日付け更新版と同内容であるが、セキュリティ上公開に適さない情報(例えば、政府構成員の住所、銀行の口座番号等)、第三者に関する情報(例えば、政府構成員に不動産を売却した者の氏名等)は省かれているという。

(2) 私有動産の管理委託

政府構成員は、保有する動産を公認の仲介人に委託し、当該動産への直接的な介入を行わないようにしなければならないとしている。「動産」は主に株式、債券、投資信託等を指し、「仲介人」は金融仲介業者を指すと見られる⁽⁴⁶⁾。政府構成員による自らの所有する動産の価値を上げるような行動を防止することが目的であると思われる。前政権における2007年5月の通達⁽⁴⁷⁾でも、同趣旨の指示がなされていた。

(3) 外国からの招待

政府構成員は、外国政府、自らの省と関係する活動を行う自然人、法人からの私的な滞在の招待を断らなければならないとしている。前述のアリヨマリ外務大臣に関する事件等を受けて設けられたものと解され、倫理憲章によって新たに定められたものである⁽⁴⁸⁾。

(41) 訳出にあたり福岡英明「フランスにおける政治腐敗防止と資産届出制度」『法学新報』108巻3号, 2001.8, pp.743-774等を参照した。

(42) 第1回~第15回の報告書は、政治家等の資産の透明性に関する委員会ウェブサイト〈<http://www.commission-transparence.fr/rapports-textes.html>〉で公開されている。

(43) Déclaration de situation patrimoniale de M. François Hollande proclamé Président de la République, JORF 11 mai 2012 texte n° 2 Nor: HruX1223026X.

(44) “«Dévasté par le remords», Jérôme Cahuzac avoue,” *Libération*, 2013.4.2. 〈http://www.liberation.fr/politiques/2013/04/02/jerome-cahuzac-entendu-par-les-juges_893091〉

(45) 全政府構成員の資産がPDF形式で公開されている 〈<http://www.declarations-patrimoine.gouvernement.fr/>〉。

(46) “L'Élysée fixe les règles du jeu aux ministres,” *Le Figaro*, 2012.5.20.

(47) Circulaire n° 5227/SG du 18 mai 2007.

(48) “Petit précis de bonne conduite à l'usage des ministres,” *Libération*, 2012.5.22. 〈http://www.liberation.fr/politiques/2012/05/22/petit-precis-de-bonne-conduite-a-l-usage-des-ministres_820474〉

(4) 150 ユーロ以上の贈物

政府構成員は、150 ユーロを超える価値を持つ贈物について、贈与を受けた後ただちに、又は自身が職務を終えた時に、国有財産を所管する部署に提出することとしている。前述のように、利益衝突防止検討委員会が2011年1月に提出した報告書の中で提案されていた。前政権における2007年5月の通達⁴⁹⁾でも政府構成員とその配偶者への贈物の管理については指示されていたが、贈物の具体的な基準額については言及していなかった。

(5) 関係組織への参加

政府構成員は、非営利目的の組織であっても、その活動が自らの省に関係する場合、当該組織への参加を断念することとしている。憲法第23条の兼職禁止規定と関連する部分であり、前政権における2007年5月の通達では、公的機関や報酬の有無に関わらず民間企業の幹部等との兼職禁止が指示されていた⁵⁰⁾。

(6) 親族に関係する干渉

政府構成員は、その親族又は近親者の状況に関係するいかなる干渉も、絶対に慎まなければならないとしている。関係企業への親族の就職

あっせんなどを念頭に置いているものと思われる。

4 職務への専念

政府構成員は、地方公共団体等の行政運営を担う執行職（市町村長 (Maire)、市町村助役 (Adjoints)、県議会議員 (Président du conseil général)・副議長、州議会議員 (Président du conseil régional)・副議長、市町村間協力公施設法人 (Etablissement public de coopération intercommunale) の議会議員・副議長等)⁵¹⁾を兼職している場合、当該職を辞任することとしている。当該規定の目的は、他の職務との兼職を禁止することにより、政府構成員としての職務に専念することである⁵²⁾。憲法の規定では、政府構成員と上下院両議員との兼職が禁止されている一方で、政府構成員と地方公共団体等の執行職との兼職は禁止されていない。しかし、この倫理憲章により事実上の禁止を打ち出したのである。例えば、エロー首相は1989年以降ナント市長を務めており、2002年以降はナント大都市共同体の執行職であるナント大都市共同体議会議員 (Président de la communauté urbaine) も務めていたが、当該規定に従い両職を辞した⁵³⁾。

なお、政府構成員と地方議会等議員⁵⁴⁾ (市町

49) Circulaire n° 5228 du 18 mai 2007.

50) Circulaire n° 5226/SG du 18 mai 2007.

51) 市町村長、県議会議員、州議会議員、市町村間協力公施設法人の議会の議長は、それぞれ市町村議会議員、県議会議員、州議会議員、市町村間協力公施設法人の議会議員の中から互選で選出される。なお、本稿では Commune を市町村、Maire を市町村長又は市長と訳すこととしているが、フランスの Commune に市、町、村といった区別があるわけではなく、あくまでも訳出の便宜上の措置である。

52) 倫理憲章本文の項目名の原語は Disponibilité であり、「休職」などと訳されることが一般的であるが、当該項で規定されている内容を勘案し、意識した。

53) 各政府構成員の利害の届出を見ると、届出時点で辞職済み又は辞職手続きを進めていた地方公共団体等の執行職が記入されており、当該規定は遵守されていることが確認できる。

54) 現時点では県議会議員、州議会議員が存在するが、2010年12月16日の地方公共団体改革法の成立により、県議会及び州議会は新たに設置される地域議員 (Conseiller territorial) で構成されることが予定されており、第1回選挙は2014年3月に行われることとなっている (服部有希「【フランス】地方公共団体改革法成立」『外国の立法』No.246-2, 2011.2, pp.10-11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050599_po_02460205.pdf?contentNo=1>)。しかし、政権交代後、オランダ大統領の公約に沿って提出された地域議員を廃止する法案が既に上下両院の審議を経て、2013年4月時点で憲法院による合憲性審査を受けている段階にあり、地域議員が予定通り誕生する可能性は低いと言えよう。

村議会議員、県議会議員、州議会議員、市町村間協力公施設法人の議会議員等)との兼職は禁止されていない。例えば、エロー首相は市長職、議長職は辞したが、ナント市議会議員、ナント大都市共同体議会議員の職については保持している。

過去には1997年総選挙の結果により生じたコアビタシオン(保革共存政権)の下で、社会党のリオネル・ジョスパン(Lionel Jospin)首相が政府構成員と地方公共団体の執行職との兼職を事実上禁止していた⁵⁵⁾。ジャック・シラク(Jacques Chirac)大統領の再選に続く2002年下院総選挙の結果、UMPが下院を制したためコアビタシオンは解消され、首相はUMPから出ることとなったが、シラク大統領の要請により、ジャンピエール・ラファラン(Jean-Pierre Raffarin)首相、ドミニク・ドヴィルパン(Dominique de Villepin)首相の下でも、当該兼職禁止は引き継がれた⁵⁶⁾。しかし次第に例外が増え、シラク大統領の後継として2007年大統領選にUMPから出馬し当選したサルコジ大統領の下では、当該兼職禁止は解除され、複数の政府構成員が地方公共団体等の執行職も保持するようになっていた⁵⁷⁾。

5 清廉性と模範性

(1) 職務に関連する支出

大臣が自由に使用することができるよう用意されている資源は、任務の達成のために割り当

てられたものであり、職務の遂行と直接関係する支出のみ、国が負担するものであるとしている。

(2) 公邸の使用

公邸を使用する政府構成員は、しかるべき現物給付として届け出ることとしている。これは、公邸の使用を「しかるべき現物給付」とし、自らの所得の届出に記入することを指すと見られている⁵⁸⁾。

(3) 鉄道の優先使用

政府構成員は、所要時間が3時間未満の出張については鉄道を使用することとしている。実際、オランダ大統領は2012年5月にベルギーで行われたEU首脳会議に出席する際、節約のためブリュッセルまで電車で移動した。サルコジ前大統領はブリュッセルまでの移動に航空機を利用していたため、前政権との違いが際立った⁵⁹⁾。前政権における2010年3月の通達では、政府構成員が出張する際は民間特別機等の利用を控え、鉄道や航空定期便を努めて利用するよう指示されていた⁶⁰⁾。

(4) 自動車による移動

政府構成員が自動車で移動する際は、オートバイによる護衛を正当化する特殊な場合を除き護衛を控え目なものとし、道路法典を遵守することとしている。オランダ大統領は、サルコジ

55) "Trente ministres, huit cumulards," *Libération*, 2010.11.15 <<http://www.liberation.fr/politiques/01012302411-trente-ministres-huit-cumulards>> ただし、非常に小規模な市町村の長を兼職することや、市町村の長を辞して当該市町村の助役に就任することは禁止されていないなど、当初からいくつかの例外があった。

56) *ibid.*; Portelli, *op.cit.* (25), p.246.

57) Portelli, *ibid.*; "Le non-cumul: les aléas d'une règle," *Le Figaro*, 2009.9.1.

58) *op.cit.* (46)

59) "Le coût de Bruxelles," *Le Parisien*, 2012.5.25. <<http://www.leparisien.fr/politique/le-cout-de-bruxelles-25-05-2012-2016236.php>> パリジャン紙の試算によれば、2011年7月のサルコジ前大統領によるブリュッセル出張における往復の移動費用は約6万ユーロであるのに対し、オランダ大統領の移動費用は5,972ユーロだったという。

60) Circulaire n° 5456/SG du 31 mar 2010.

前大統領から引継ぎを受けるためエリゼ宮に自動車で向かう際、赤信号を「守り」、話題となった⁽⁶¹⁾。前政権における2007年5月の通達でも、同趣旨の指示がなされていた⁽⁶²⁾。

IV 倫理憲章に対する主な評価

倫理憲章に対する主な評価を紹介する。前出のトランスペアレンシー・インターナショナルのフランス支部が、倫理憲章の制定を歓迎する旨のコメントを出している⁽⁶³⁾。しかし、倫理憲章の制定を高く評価する一方で、今後の課題として、①倫理憲章の適用対象の大臣キャビネ構成員への拡大、②利害の届出の有効性への懸念、③公的生活の職務倫理を所管する公的機関の設置と、利害の届出の監視に国民が参加できる制度の創設、④協議への公平な参加の保障や協議の結果の公開方法などを挙げている。

上院の常任委員会の一つである憲法的法律・立法・普通選挙・議院規則・一般行政に関する委員会(Commission des lois constitutionnelles, de législation, du suffrage universel, du règlement et d'administration générale)は、2013年予算法案の審査に関係し、意見書『政府業務の整理と公刊物』⁽⁶⁴⁾を発行しており、その中で倫理憲章についても言及している。意見書では、倫理憲章が法令ではなく、政府構成員

が倫理憲章の規定に抵触した場合に法的な罰則を課することができないことから、倫理憲章は法的というより政治的な性格の文書であることを指摘しつつ、過去の規則を引き継いで体系化し、節度・模範という新たな要請を追加したことで、倫理憲章はより強化されたものであるとしている⁽⁶⁵⁾。

おわりに

上述の課題に関連し、政府構成員による倫理憲章の規定の違反については、法令ではない倫理憲章によって強制力をどのように担保していくかという点が課題になると思われる。また、倫理憲章に抵触するか否かの判断基準をどう設定するか、抵触した場合の処分をどうするか、誰が処分を決定すべきなのか(首相個人か、独立性の高い第三者機関か)などの点も検討される余地があろう。

今後の見通しについて、短期的・中期的には、2013年3月13日に閣議決定された、憲法改正法案の動向が注目される。4つの法案で構成される憲法改正法案は、オランダ大統領の指示により発足した「公的生活の刷新及び職務倫理委員会(Commission de rénovation et de déontologie de la vie publique)」⁽⁶⁶⁾によって2012年11月に大統領に提出された報告書⁽⁶⁷⁾を受けて起草され、エ

(61) “François Hollande président... n'a pas grillé les feux rouges,” *TF1 News*, 2012.5.15. <<http://lci.tf1.fr/politique/hollande-president-n-a-pas-grille-les-feux-rouges-7243430.html>>

(62) Circulaire n° 5225/SG du 18 mai 2007.

(63) Transparency International France, “Déontologie du gouvernement: Transparency International France salue l'adoption d'une charte ambitieuse mais restera attentive à sa mise en œuvre”, 2012.5.22. <http://www.transparency-france.org/ewb_pages/div/CP_Deontologie_du_gouvernement.php>

(64) Anziani, *op.cit.* (29)

(65) *ibid.*, pp.28-29.

(66) オランダ大統領が大統領選で掲げた「政治活動の浄化」を具体化するために、大統領選挙、司法における大統領の地位、共和国法院の廃止、上下両院の選挙制度、政府構成員や上下両院議員による地方執行職の兼職禁止、公的生活の透明性を保障する利益衝突防止の措置といったテーマの検討を任務として、デクレにより2012年7月に設置された(Décret n° 2012-875 du 16 juillet 2012 portant création d'une commission de rénovation et de déontologie de la vie publique)。構成員14名は男女同数で、官僚、裁判官、政治家、学者等から成る。委員長は2002年大統領選で敗北し政界から引退していたジョスパン元首相である。

ロー首相が上下両院における院内会派の長と協議を行った上で議会に提出したものである。4つの法案のうち、「政府の職務の遂行に適用される兼職禁止及び憲法院の構成に関する憲法法案」では、政府構成員の兼職禁止を規定する憲法第23条第1項に、政府構成員と地方公共団体等の執行職との兼職禁止の文言を加えることが定められている⁶⁸⁾。また、公的生活の利益衝突防止を目的とする法案の提出が2013年の夏前に予定されており、その内容には、政府構成員や大臣キャビネ構成員に対する就任時の利害の届出や個人で保有する金融資産の委託等の義務付けが含まれるという⁶⁹⁾。これらの法案が成立すれば倫理憲章

の内容を補強又は強化することとなり、強制力も更に担保されよう。

長期的には、仮に政権交代、特に社会党以外への政権交代があった場合に、倫理憲章が破棄されず継承されるかどうかを注視する必要があるだろう。倫理憲章制定の直接的なきっかけはサルコジ前政権における一連のスクandalと政権交代であったが、倫理憲章で規律されている内容の多くはフランスの政治において長年問題とされてきたことである。倫理憲章が継承され、フランスの政治に定着していくのか、注目される。

(はまの ゆうた)

⁶⁷⁾ Commission de rénovation et de déontologie de la vie publique, *Pour un renouveau démocratique*, 2012.11 (http://www.gouvernement.fr/sites/default/files/fichiers_joints/rapport_commission_rdvvp.pdf) ; 報告書では35の提案がなされており、本稿の内容と関係するものでは、政府構成員とすべての地方公職（地方議会等議員、地方公共団体等の執行職）との兼職禁止、利害の届出の義務付け、動産の管理委託の義務付け等が盛り込まれている。他に上下両院議員と地方執行職との兼職を禁止しているが、上下両院議員と地方議会等議員との兼職は許容している。報告書の内容の一部を紹介した邦語文献として、徳永貴志「新たな統治構造改革案 - ジョスパン委員会報告書」『論究ジュリスト』(4) : 2013. 冬, pp.80-81.

⁶⁸⁾ *Projet de loi constitutionnelle relatif aux incompatibilités applicables à l'exercice des fonctions gouvernementales et à la composition du Conseil constitutionnel*, n° 814, 2013.3.14. (<http://www.assemblee-nationale.fr/14/pdf/projets/pl0814.pdf>)

⁶⁹⁾ 政府ウェブサイトにある、2013年3月13日の閣議に関する情報 (“La prévention des conflits d'intérêts dans la vie publique,” *Communication en Conseil des ministres*, 2013.3.13. (<http://www.gouvernement.fr/gouvernement/la-prevention-des-conflits-d-interets-dans-la-vie-publique>)).

政府構成員職務倫理憲章

Charte de déontologie des membres du gouvernement

政治議会課 濱野 雄太 訳

パリにて、2012年5月17日

国民と統治を行う者との間に信頼関係があつてはじめて、民主主義が適正に機能する。この信頼関係は、普通選挙によって直接的又は間接的に示される正統性と、混同されてはならない。信頼関係が存在すれば、さらに政治的な亀裂に至らずに済む。信頼関係は、政府の行動と政府構成員が示す姿を「国民が」⁽¹⁾目にするので、徐々に構築される。一人が一たび背信行為を行えば、「国民との信頼関係を」長きにわたり損ないかねない。

「国民と統治を行う者との間の」信頼関係の構築と維持に寄与するためには、政府構成員の行動の指針とすべきいくつかの簡潔な原則を、「職務倫理憲章」の形でまとめることが有益であると認められる。

1. 連帯責任と合議制

政府の活力を確保するためには、安心して見解を表明し意見交換を行うことが必要である。合議体としての検討を行うことにより、最も適切な方策を見出し、失敗を回避することができる。各政府構成員は、政府が行う検討に付随する秘密を遵守した上で、自らの所掌の範囲外のものも含むすべての案件について、意見を述べる権利を有する。

必要な場合に政府の長の裁定を経るなどして、いったん決定が行われたならば、連帯責任の原則が適用される。直接的又は間接的な「意見の」不一致の表明は、政府を弱体化させ、政治活動の信頼性に対する国民の疑念を引き起こすことにしかならない。

2. 協議と透明性

政府構成員は、国民の声に耳を傾けなければならない。政府構成員は、自らの省と制度上連携する諸機関との、継続的な関係を維持するものとする。政府構成員は、主要な決定に関してこれら諸機関の意見を集めるものとする。

この諸機関との継続的な関係は、インターネットが提供する機会を活用した国民への協議の発展に沿ったものでなければならない。

共和国大統領及び首相に提出される法令等の案については、実施した協議、その結果及び当該案への反映の仕方を示すこととする。

より一般的には、政府は、透明であるよう義務付けられている。政府は、国民による行政文書へのアクセスを保障する規定を、誠実に遵守するものとする。政府は、多くの公的データを、無料かつ容易にインターネット上で利用することができるように、明確な措置をとる。

* 訳出に用いた原文は、フランス大統領府（エリゼ宮）ウェブサイト〈<http://www.elysee.fr/assets/pdf/charte-de-deontologie-des-membres-du-gouvernement.pdf>〉掲載のものを用了。

(1) 訳者による補記。以下、本文中 [] 内の補記は、訳者によるものである。

3. 公平性

政府構成員は、一般利益に奉仕する。政府構成員は、単に完全に公平であることを示すだけでなく、いかなる私的利益に関する疑いも持たれないようにしなければならない。この理由により、政府構成員は、その就任時に利害の届出書に記入の上署名し、この届出書は、第三者に関する情報を除き公開される。なお、政府構成員は、自らが保有する動産の管理について、自ら直接介入することができないことを保障する委任に基づいて、公認の仲介人に委ねるものとする。

政府構成員は、外国政府又は自らの省と関係のある活動を行う自然人若しくは法人による、いかなる私的な滞在の招待も、辞退しなければならない。政府構成員は、150 ユーロを超える価値を有する贈物について、直ちに、又は自身が職務を終えた時に、国有財産を所管する部署に提出することとする。

政府構成員は、非営利目的であっても、その活動が自らの省に関係するいかなる組織にも、参加しないものとする。

政府構成員は、その親族又は近親者の地位に関係するいかなる干渉も、絶対に行ってはなら

ない。

4. 職務への専念

政府構成員は、そのすべての時間を、大臣としての職務の遂行に充てるものとする。したがって、政府構成員は、自らが保持することができる地方の執行職を離れなければならない。

5. 清廉性と模範性

大臣の使用のために用意されている資源は、任務の達成のために用いるものとする。職務の遂行に直接関係する支出に限り、国が負担する。

公邸を使用する政府構成員は、しかるべき現物給付として届け出るものとする。

政府構成員は、所要時間が3時間未満の出張については、努めて鉄道を使用するものとする。

[政府構成員の] 自動車による移動は、原動機付自転車による護衛を正当化する特殊な制約がない場合には、[護衛を] 目立たないようにし、かつ、道路法典を遵守するものとする。

大臣の署名

(はまの ゆうた)